

納付方法変更に伴う登録更新申請書の提出方法について

提出方法④: 持参(キャッシュレス端末納付)

日本貸金業協会埼玉県支部のある建物(埼玉県浦和合同庁舎)の1階に入っています。

キャッシュレス端末納付

貸金業者

①登録更新
申請書提出
(原本書類含む)
(持参)

日本貸金業協会

(形式審査後)
②納付依頼

貸金業者

③申請手数料納付

【支払方法】
(1)クレジットカード
(2)デビットカード

上記いずれかの方法
でお支払ください。

※クレジットカード、デビットカードともVISA、
Master cardのみご利用いただけます。

さいたま県税
事務所

④レシート
発行

貸金業者

⑤レシート
持参
(原本またはコピー
の提出)

日本貸金業協会

⑥申請書類一式送
付(原本書類含
む)

埼玉県金融課

※キャッシュレス端末での納付を希望される場合、申請書類を持参した当日の納付(即日納付)となりますが、申請書類に不備等がある場合は即日納付できませんのであらかじめご了承ください。
(その後、書類補正を郵送で行う場合は提出方法②、持参する場合は提出方法④によりお支払いいただくこととなります。)